

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属先進科学研究機構規則

平成30年7月19日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第15条第2項に基づき、先進科学研究機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 機構は、既存分野の枠組みにとらわれずに、自然科学における先端的及び融合的研究を推進し、その成果を広く国内外に公表するとともに、トップクラスの人材を育成することを目的とする。

(機構長)

第3条 機構に機構長を置く。

- 2 機構長は、東京大学大学院総合文化研究科（以下「研究科」という。）広域科学専攻の教授のうちから、研究科教授会の承認を得て、大学院総合文化研究科長が任命する。
- 3 機構長は、機構を統括し、これを代表する。
- 4 機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 機構長が欠けたときの後任の機構長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副機構長)

第4条 機構長は、副機構長を指名することができる。

- 2 副機構長は、機構長を補佐する。
- 3 副機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 機構長が欠けたときには、後任の機構長が選出されるまで、副機構長が機構長代行をつとめる。

(運営委員会)

第5条 機構に、これを運営するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第6条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、運営委員会の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年7月19日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される機構長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行後最初に指名される副機構長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。